

後期

週	授業・行事	教育現場体験学習(1年次)	授業実践基礎学習(2年次)
10. 1(月) ①	10. 1(月)後期授業開始 10. 6(土)大学院入試		
10. 8(月) ②	10. 8(月)体育の日		10.10(水)事後指導①(講座別) 小・中学校
10.15(月) ③	10.15(月)後期履修登録期限	10.15(月)事後指導(講座別)	10.17(水)事後指導②③ (学校教育臨床総合センター担当)
10.22(月) ④			10.24(水)事後指導①(講座別) 特別支援学校
10.29(月) ⑤	11. 3(土)文化の日		
11. 5(月) ⑥	11.10(土)～11(月) 大学入学共通テストのプレテスト		11. 7(水)講義と演習 (附属幼稚園講師)
11.12(月) ⑦	11.17(土)推薦入試		
11.19(月) ⑧	11.23(金)勤労感謝の日		
11.26(月) ⑨			
12. 3(月) ⑩	12. 3(月)特別教育特別専攻科入試		
12.10(月) ⑪			
12.17(月) ⑫			
12.24(月)	12.24(月)振替休日(天皇誕生日) 12.22(土)～1.3(木)冬季休業 12.25(火)～28(金)補講・集中講義期間		
12.31(月) ⑬	1. 4(金)授業再開		
1. 7(月) ⑭	1.11(金)～21(月)卒業・修士論文提出期間、課題研究報告書提出期間		
1.14(月) ⑮	1.14(月)成人の日 1.18(金)休講(センター試験準備) 1.19(土)～20(日)センター試験		
1.21(月) ⑯	1.22(火)統一英語試験のため休講 1.23(水)予備日(補講) 1.24(木)月曜日の授業を行う		
1.28(月) ⑰	. () 専門職学位課程課題研究報告会 2. 1(金)後期授業終了		
2. 4(月)	2. 4(月)～8(金)後期期末試験 ※専門職学位課程課題研究中間報告会 2. 9(土)～3.31(日)学年末休業		
2.11(月)	2.11(月)建国記念の日 2.15(金)後期成績提出期限		
2.18(月)			
2.25(月)	2.25(月)一般入試(前期日程)		
3. 4(月)			
3.11(月)	3.12(火)一般入試(後期日程)		
3.18(月)	3.21(木)春分の日 3.22(金)学位記授与式		
3.25(月)			

後期

週	教育実習・本実習(3年次)	教育実習事前事後学習(3年次)	特別支援学校・幼稚園(3, 4年次)
10. 1(月) ①	10. 5(金)教育実習A 終了		10. 3(水)教育実習D事後学習 幼稚園実習 終了 (4年生)
10. 8(月) ②		10.10(水)教育実習B説明会	10.10(水)教育実習C 事前学習 (10.12(金)教育実習C 事前観察) (3年生)
10.15(月) ③	10.15(月)教育実習B 開始 (又は10.22(月)開始)		(10月中旬 幼稚園実習 事後指導) (4年生)
10.22(月) ④			
10.29(月) ⑤	11. 2(金)教育実習B 終了 (又は11. 9(金)終了)		
11. 5(月) ⑥	11. 7(水)教育実習ACD研究協議会 (学生は出席しない)		
11.12(月) ⑦		11.14(水) 教育実習事後学習①(校種別) (附属小・中学校講師) 教育実習事後学習②(講座別)	(11.13(火)教育実習C 事前指導) 11.15(木)教育実習C 開始(3年生)
11.19(月) ⑧			
11.26(月) ⑨			11.30(金)教育実習C 終了(3年生) (11月下旬～12月上旬 幼稚園実習 観察実習ⅠⅡ・事前指導(3年生))
12. 3(月) ⑩	12. 5(水)教育実習B研究協議会 (学生は出席しない)		12. 5(水)教育実習C 事後学習 (3年生)
12.10(月) ⑪			
12.17(月) ⑫			
12.24(月)			
12.31(月) ⑬			
1. 7(月) ⑭			
1.14(月) ⑮			1.18(金)幼稚園実習 開始(3年生)
1.21(月) ⑯			
1.28(月) ⑰			
2. 4(月)			2. 6(水)幼稚園実習 終了(3年生)
2.11(月)			(2月中旬 幼稚園実習事後指導) (3年生)
2.18(月)			
2.25(月)			
3. 4(月)			
3.11(月)			
3.18(月)			
3.25(月)			

注(1) ※印は予定を、○内数字は授業計画週数をそれぞれ示す。

(2) 教育職員免許特例法による介護等体験7日間(特別支援学校2日間、社会福祉施設等5日間)を実施する。

授業回数	曜日	月	火	水	木	金
(後期)	回数	1 5	1 5	1 5	1 5	1 5

1 授業回数には定期試験期間を含まない。
2 教養教育については、別に定める「平成30年度教養教育等学年暦」によるものとする。
3 休講等により授業回数(時間数)が不足した場合は、授業担当教員が適宜補講を行うものとする。